

仕様書

件名 令和8年度皇居外苑濠生物相第一期調査業務

業務期間 契約日から令和9年3月19日

業務目的

皇居外苑濠は、皇居を取り巻く景観の主要な構成要素であるとともに、都心における貴重な水と緑の環境として重要な役割を担っている。現在、「皇居外苑濠環境保全計画（第3期計画）※」に基づき、水環境の保全に加え、水循環システム、景観及び生物多様性の保全といった新たな課題への対応を進めている。このうち、生物多様性の保全に係る取組の一環として、本業務では、都市部における貴重な生息環境である皇居外苑濠の生物相の実態を把握し、そこで得られた生物情報を今後の皇居外苑濠の整備や管理等にも活用するための基礎資料とすることを目的として生物相調査を実施する。

※皇居外苑濠環境保全計画（第3期計画）<https://www.env.go.jp/garden/content/000231290.pdf>

共通仕様

本業務において、本仕様書に特記のない事項は、環境省自然環境局自然環境整備課「設計業務共通仕様書（自然公園編）」によることとし、疑義の生じたときは環境省自然環境局皇居外苑管理事務所担当官（以下「調査職員」という）と協議すること。

特記仕様

一般事項

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出し、調査職員の承認を得ること。

管理技術者は、技術士（建設部門（選択科目：建設環境）・環境部門（選択科目：自然環境保全））もしくは、RCCM（建設環境部門）の「登録証書」の交付を受けている者とする。

受注者は、本業務で知り得た情報や成果品及びそれに関わる資料の内容を当該業務関係者以外に漏らしてはならない。

業務内容

業務内容は以下のとおり。なお、現場に入っの作業にあたっては「皇居外苑工事作業心得」を遵守すること。

I 調査業務

1. 業務実施計画書の作成

受注者は、業務実施前に、効果的な業務の進め方等について現地を確認のうえ、業務実施計画書を作成し、調査職員の承認を得て確定すること。

2. 自然資源現地調査

(1) 基本事項

- 1) 調査区域は皇居外苑に所在する 12 濠とし、詳細な地点は調査職員と調整のうえ決定すること。なお、調査地点数は別添を基本とするが、必要に応じて調査職員と調整のうえ変更することができる。
- 2) 調査期間は 9 月～翌年 2 月までとする。
- 3) 調査手法は、河川水辺の国勢調査マニュアル【ダム湖版（平成 28 年度版）】を参考に実施する。(2) 及び (3) には各種想定する調査方法を記載しているが、調査職員と調整のうえ、必要に応じて手法を変更することができる。
- 4) 確認した生物種ごとに可能な限り写真撮影を行うこと。また、写真は広報等に使用することも想定されることから、撮影方法については調査職員と調整すること。
- 5) 本業務における希少種及び外来種の選定は、以下の資料の最新版に準拠し、調査中にその該当種の出現が確認された場合には調査結果にその旨を記載すること。
 - ・「国指定文化財等データベース（天然記念物）」
 - ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）」
 - ・「環境省レッドリスト」
 - ・「東京都レッドリスト（本土部）2020 年見直し版」
 - ・「生態系被害防止外来種リスト」
 - ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来法）」
- 6) 生物分類は専門性が求められることから、少なくとも 1 名下記の生物分類技能検定の資格者を配置する。
 - ・動物相調査：動物部門 2 級以上または水圏生物部門 2 級以上

(2) 動物相調査

1) 鳥類

調査は、9 月～10 月頃、11 月～12 月頃及び翌年 1 月～2 月頃の各月 1 回、計 3 回実施する。調査に当たっては、皇居外苑に所在する 12 濠の堤塘及び水辺を網羅するセンサスルートを設定した上で、鳥類を対象としたラインセンサス法による目視及び鳴き声の観察を行う。観察された鳥類については、その種名及び個体数を地点（又は区分）ごとに記録する。なお、ラインセンサス法に係るセンサスルートは、調査職員の承認を得た上で確定する。また、調査中に鳥類のさえずり又は営巣等、濠及びその周辺において繁殖が確認された場合には、その位置を図面上にプロットするものとする。

2) 陸上動物（腹足類、両生類、は虫類）

調査は、10 月～11 月頃及び翌年 2 月頃の各 1 回、計 2 回実施する。調査に当たっては、皇居外苑に所在する 12 濠の堤塘及び水辺を網羅する踏査ルートを設定した上で、陸上動物を対象としたラインセンサス法による観察を実施する。観察に際しては、成体、幼体及び卵を対象とし、目視、必要に応じた捕獲及び鳴き声による確認を行う。確認された個体については、その種名及び個体数を地点（又は区分）ごとに記録する。なお、ラインセンサス法に係る踏査ルートは、調査職員の承認を得た上で確定する。

3) 環境DNA (魚類)

環境DNA調査は、9月～10月頃に1回、皇居外苑に所在する12濠において実施する。各濠の水門付近で水試料(1検体)を採取し、当該試料に含まれる環境DNAについて網羅的解析法(メタバーコーディング解析)により分析を行う。

3. 調査成果とりまとめ

調査結果を今後の皇居外苑濠の管理等に活用するため、動物相及び植物相調査の結果について、出現種一覧を作成する。あわせて、業務内容I調査業務2(1)5)に記載の内容を記し、生息及び生育地について、図面に図示すること。

4. 他の生物調査結果との比較及び考察

本調査結果と他機関も含めた調査結果を比較し、共通点や相違点、推移等を踏まえた考察を行う。なお、皇居外苑管理事務所にて過年度に実施した調査結果報告書等は発注者より提供する。他機関が実施した調査結果の収集及び整理は受注者にて行うこと。

比較対象としては以下を想定している。

- ・皇居外苑濠や北の丸公園で行われている既存の生物調査結果
- ・皇居外苑濠特定外来生物駆除業務の魚類調査結果
- ・他機関(宮内庁、東京都、千代田区等)が実施した、皇居外苑近隣での生物調査結果

5. 報告書の作成

1～4について報告書を作成する。

6. 打合せ

打合せは以下の時点で行うことを想定し、回数は3回以上とする。

- ・業務着手時
- ・中間
- ・成果納品前

7. 成果物

紙媒体：報告書 3部(A4判 100頁程度)くるみ綴じ製本

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II その他事項

1. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

2. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において受注者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされる時又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

3. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は調査職員と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

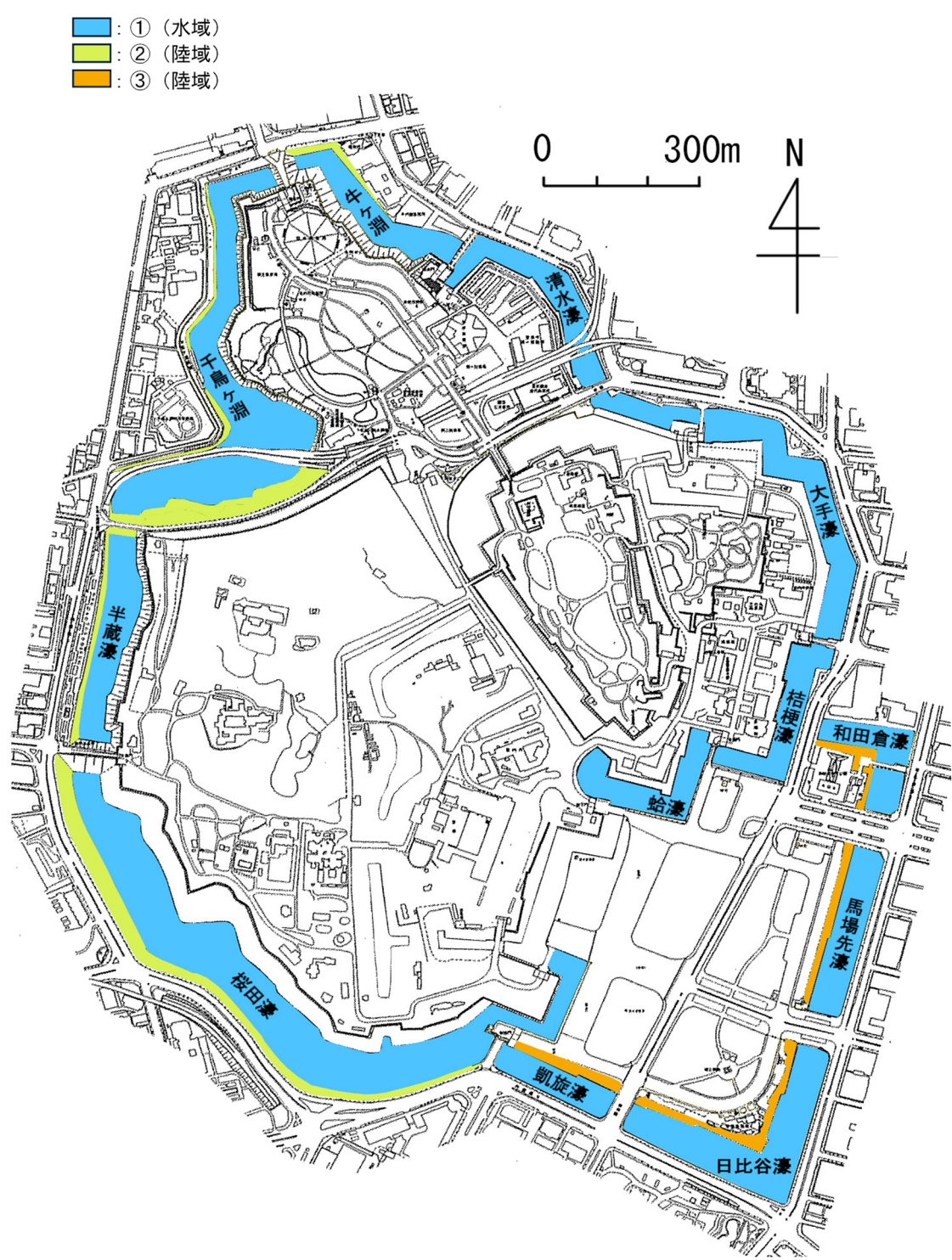


図 1 調査区域及び濠の位置

表 1 調査対象となる生物群及びその調査区分

※今回の調査対象は赤枠部分

調査対象の生物群	調査区分		
遊泳動物（腹足類、は虫類、甲殻類、魚類、両生類、は虫類など）	水域（濠）		
底生生物（腹足類、貧毛類、昆虫類、甲殻類など）			
付着生物（藻類、ヒドロ虫類、海綿類、苔虫類など）			
陸上植物（苔類・維管束植物など）	陸域（堤塘）		
陸上動物（腹足類、両生類、は虫類）			
陸上昆虫（昆虫類、蜘蛛類、多足類、等脚類など）			
陸上植物（苔類、維管束植物など）	陸域（堤塘）	陸域（石垣）	
陸上菌類（真菌類、地衣類、変形菌類など）			
陸上動物（鳥類）	水域（濠）	陸域（堤塘）	陸域（石垣）

表 2 調査対象となる調査区分及び区域

区分	区域	面積[m ²]	総面積[m ²]
水域 (濠)	桜田濠水域	96.8	366.5m ²
	半蔵濠水域	22.2	
	千鳥ヶ淵水域	66.5	
	牛ヶ淵水域	16.3	
	清水濠水域	24.1	
	大手濠水域	28.5	
	桔梗濠水域	16.4	
	和田倉濠水域	13.4	
	馬場先濠水域	20.0	
	日比谷濠水域	35.9	
	凱旋濠水域	11.7	
	蛤濠水域	14.7	
陸域 (堤塘)	桜田濠堤塘	26.2	60.2m ²
	半蔵濠堤塘	10.9	
	代官町通り沿い	12.1	
	千鳥ヶ淵堤塘（千鳥ヶ淵緑道沿い）	8.6	
	牛ヶ淵堤塘（九段坂、九段会館沿い）	2.4	
陸域 (石垣)	和田倉濠石垣	3.4	19.5m ²
	馬場先濠石垣	4.5	
	日比谷濠石垣	7.3	
	凱旋濠石垣	4.3	

備考: 表中の面積は国土地理院の標高図を参考に試算した。

皇居外苑工事作業心得

環境省皇居外苑管理事務所
環境省皇居外苑管理事務所北の丸分室

第1条（目的）

本心得は、皇居外苑内において実施する工事について、工事請負者等を対象に遵守すべき事項を定め、その徹底を図ることにより、安全で快適な公園利用と円滑な工事の推進を図ることを目的とする。

第2条（工事請負者の職員及び作業員の義務）

1. 苑内では、皇居外苑管理事務所より貸与された腕章を常時着用するものとする。
2. 休憩時間は、皇居外苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与える服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 喫煙は指定場所のみで行うこと。
5. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。万一生じた場合は、直ちに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第3条（車輛等の使用）

1. 車輛等には、皇居外苑管理事務所が貸与する駐車証又は通行証を車輛等の外部から一目で確認できる場所に常時掲出するものとする。
2. 貸与された駐車証はその都度、又、通行証は、工事完了後速やかに皇居外苑管理事務所に戻却するものとする。
3. 苑内では時速15km/時以下で走行するものとし、来苑者等の安全確保には十分留意すること。
4. 警笛については、緊急かつ、やむを得ない場合を除き鳴らさないこと。
5. 苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する必要がある場合は、事前に皇居外苑管理事務所申し出し、指示を得るものとする。また、歩行者用苑路や砂利内に設置のあるバリアフリー路は極力、走行を避けること。
6. 車両の駐車は指定された場所以外では行わないこと。やむを得ず指定場所以外に駐車しなければならない場合は、その都度皇居外苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 駐車中は作業の動力として使用する等やむを得ない場合を除き、エンジンを停止するものとする。

第4条（作業時間）

1. 作業時間は原則として「8時30分から17時」までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に皇居外苑管理事務所の承諾を得ること。

第5条（土日及び祝日等の作業）

1. 休日に作業を行う場合は、事前に皇居外苑管理事務所に報告し、承諾を得ること。

第 6 条（現場の安全管理）

1. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うものとする。
2. 請負者は、来苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板等の措置を講じるものとする。
3. 工事資材置場は皇居外苑管理事務所の指定する場所を使用すること。又、四散したり、盗難にあわぬよう必要な措置を講じること。
4. 工事現場における火気の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外に使用する場合は、事前に皇居外苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
5. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を心がけること。
6. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

第 7 条（発生材）

1. 苑内工事による発生材は、リサイクル処分を原則とする。
2. 苑内工事による発生材は、原則、当日中に苑外へ処分する。苑外への搬出ができない場合には、事前に承諾を得るものとする。
3. 庭園維持管理作業（除草、剪定など）において枝葉類が濠に落ちた場合には、速やかに網やボートを使用して丁寧に拾うこと。
4. 業務外のゴミであっても苑内で目立つゴミについては、拾うこと。これらのゴミについては事務所にて引き取る。

第 8 条（請負者の責務）

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。
2. 請負者は上記事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。